

## 議案第15号

みやき町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

みやき町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5年 3月 2日提出

みやき町長 岡 毅

### 提案理由

この議案は、民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）の施行により、民法（明治29年法律第89号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、みやき町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正する必要があるため、議会の議決を求めらるるものである。

みやき町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

みやき町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
(平成26年みやき町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

| 改正前  | 改正後            |
|--|----------------|
| <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u><br/> <u>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> | <p>第26条 削除</p> |